

監査公表第 700 号

行政監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

京都市監査委員	小 林 正 明
同	山 岸 隆 行
同	西 村 京 三
同	海 沼 芳 晴

1 平成 25 年度行政監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 694 号）

（区役所及び区役所支所－ 1）

指 摘 事 項
2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか (2) 総会等の認定 ウ 監査の結果 (イ) 指摘事項 a 予算について、総会等の認定を受ける前に執行していた団体や、契約を締結していた団体については、年度開始前に認定を受けるか、年度当初の予算執行について、暫定的に支出可能な範囲及びその手続をあらかじめ定めるようにされたい（9 団体）。

講 じ た 措 置
（中京区役所） 平成 26 年 4 月に会計処理基準を改正し、総会において予算が承認されるまでの年度当初の予算執行について、会議開催に係る経費など、必要不可欠でやむを得ない事務経費については、委員長の承認を得て支出することができるよう規定を整備した。 （東山区役所） 平成 26 年 7 月に実施した理事会・評議員会において、平成 27 年度からは、年度開始前（前年度 3 月）に理事会・評議員会を行うこととした。 （右京区役所 2 団体） 年度当初の予算執行について、総会等における予算の承認前であっても、簡易かつ経常的な経費の支出は、会長又は委員長の承認を得たうえで執行できる旨を定めた会計規則の改正を、平成 26 年 8 月に役員会に諮り承認を得て施行した。 （西京区役所 4 団体） 平成 26 年 4 月から 7 月にかけて会計規則を改正し、次のことを定めた。 ・ 予算の議決を経るための総会等を開催するために必要な経費及びその他必要な経費については、予算の議決を経る前であっても、会長、委員長又は幹事長の専決処分に

より支出することができる。

- ・ 前項の規定による支出を行ったとき、会長、委員長又は幹事長は、総会等に報告のうえ総会等の承認を得るものとする。

(伏見区役所)

会則により、評議員会以前に支出が必要となった場合は、会長による専決にて執行し、事後承認を受けることとした。

指 摘 事 項
2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか (5) 補助事業の遂行 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 a 収支差額が生じていた団体については、必要な手続を講じたうえで、補助金条例に従い、適正な事務を行うようにされたい。

講 じ た 措 置
(伏見区役所) 平成 24 年度の収支差額については、平成 26 年 8 月 28 日に、当該団体から、補助金を原資とした助成金を交付した団体に返還した。 なお、当該収支差額は、同年 9 月 2 日、補助金を原資とした助成金を交付した団体から補助金を交付した本市に対しても返還されている。 平成 25 年度については、未執行分は戻入済みである。

指 摘 事 項
2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか (5) 補助事業の遂行 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 c 使途が具体的に確認できない実績報告を行っていた団体については、交付決定の内容と実績が適合していることが確認できるよう、具体的な内容を記載するようにされたい。

講 じ た 措 置
(右京区役所) 平成 25 年度の補助金精算書において、これまで事務費とのみ記載していたものを郵便切手代と具体的に記載するよう改めた。 なお、当該郵便切手は、区内の各学区団体への通知文の送付に使用したものである。

指 摘 事 項
<p>2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか</p> <p>(6) 委託事業の履行</p> <p>ウ 監査の結果</p> <p>(7) 指摘事項</p> <p>a 事業の委託については、次のとおり改められたい（1課等）。</p> <p>(a) 業務着手後に契約を締結していたものについては、事前の契約の決定を経て行うようにされたい。</p> <p>(b) 文書による承諾を受けずに行っていた再委託については、あらかじめ文書による承諾をしたうえで行わせるようにされたい。</p> <p>(c) 団体が主催する事業等を実施したとしていたものについては、委託料は本市の事務事業を他の者に行わせる場合の支出であるので、事業の実施主体を明確にし、団体が行う事業に対して、委託料を支出したとすることがないようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>(東山区役所)</p> <p>平成 25 年度の事業の委託について、次のことを確認し、又は改めた。</p> <p>(a) 事前に契約決定を行い、契約締結前の業務着手はなかった。</p> <p>(b) 再委託については、行わなかった。</p> <p>(c) 事業の主催者を明確にし、東山区役所を実施主体として実施した。</p> <p>なお、平成 26 年度から、本委託契約事務を所管局に、団体の事務局を区内の他の団体に、それぞれ移管した。</p>

指 摘 事 項
2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか (7) 各委員に対する本市からの経費支出 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 a 旅費について、当初予算額と同額を支給していたものについては、実態に沿って適正な事務を行うようにされたい(7課等)。

講 じ た 措 置
(中京区役所) 各種大会だけでなく、その大会を実施するに当たり必要な講習会や会議等のための旅費についても、開催の都度支出決定を行い、それらへの従事状況に沿って支給するように改めた。
(山科区役所) 大会の実施後に、当該大会の管理運営に関わった実績に応じて支出を行うように改めた。
(下京区役所) 平成26年度からは、大会参加予定の委員を対象として、旅費の資金前渡による支出を行い、当日、委員の参加を確認したうえで、旅費を支給するように改めた。
(南区役所) 大会ごとに事前に各委員に対して従事の可否を照会し、従事可能な委員の分について支出決定を行うこととした。 また、大会当日欠席した委員の分については戻入し、実際に従事した委員にのみ支給するように改めた。
(右京区役所) 平成26年10月から、事前に各事業への参画予定者を把握し、これを基に支出決定を行い、欠席者分については、精算時に戻入し、実態に応じた執行を行うこととした。

(西京区役所)

予算の範囲内で実際に出席した者について支出することとし、当日の欠席者分については戻入処理を行うように改めた。

(伏見区役所)

本市から各委員に支給すべき旅費に係る配当予算の不足について、予算を配当する局に対し、配当予算の算出根拠を各区の実態に沿ったものに改善し、予算を配当するよう改めて依頼した。

指 摘 事 項
<p>3 事務処理は適正に行われているか</p> <p>(1) 支出決定行為及び精算行為</p> <p>ウ 監査の結果</p> <p>(イ) 指摘事項</p> <p>a 精算行為を行っていない団体、支出証明書を精算書に添付していなかった団体、証拠書類を保管していなかった団体及び領収書を徴していなかった団体については、証拠書類を添付して精算するなど、組織的な管理を行うようにされたい(3団体)。</p>

講 じ た 措 置
<p>(東山区役所)</p> <p>平成 25 年度中から、報奨金等の支出で領収書等の証拠書類の受領が困難な場合は、適切に支出証明書を添付し、組織的な管理を行うこととした。</p> <p>(右京区役所)</p> <p>平成 26 年度から、領収書を添付して精算を行っている。</p> <p>(伏見区役所)</p> <p>本人死亡の場合に全国組織から団体を通じて遺族に給付される給付金については、支払の際に遺族の領収書を徴収することとした。</p>

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (2) 専決権限の行使 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 a 専決権限を有しない本市職員が支出決定していた団体については、事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うようにされたい。

講 じ た 措 置
(東山区役所) 平成 26 年 9 月 1 日、平成 26 年度のその時点までの全ての支出決定を改めて点検し、団体の会計規則に基づき権限を有する者が適切に決定を行っていることを確認した。 また、今後も同様の誤りを繰り返さないよう、平成 26 年 6 月 5 日に実施した団体のミーティングにおいて、専決者及び専決可能な金額を、事務局長から職員に周知した。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (3) 会計帳簿の作成 ウ 監査の結果 (イ) 指摘事項 a 会計帳簿を作成していなかった団体については、これを作成するようにされたい。

講 じ た 措 置
(右京区役所) 平成 25 年度も帳簿を作成していたが、記載漏れ等、内容に不十分な点があった。 平成 26 年度からは、全ての収入・支出を記載した帳簿を作成している。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (4) 現金出納簿の作成 ウ 監査の結果 (イ) 指摘事項 a 現金出納簿を作成していなかった団体については、これを作成されたい(5 団体)。

講 じ た 措 置
(右京区役所 2 団体) 平成 26 年 4 月から、団体ごとの現金出納簿を作成し、現金の管理を開始した。 (西京区役所) 平成 26 年 7 月に会計規則を改正し、現金出納簿の様式を定め、現金を保管する場合には、現金出納簿による管理を行うこととした。 (西京区役所) 従来から会計規則において現金出納簿の様式を定めていたが、実際に作成していなかったため、現金出納簿を作成した。 (伏見区役所) 全国組織から団体を通じて対象者へ給付される給付金について、団体が受領してから対象者へ支払うまでの状況等の分かる帳票を作成した。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (6) 物品等の管理 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 a 切手の受払簿を作成していなかった団体については、受払簿を作成し、保有残高を確認するとともに、適切な保管場所で組織的に管理するようにされたい。

講 じ た 措 置
(右京区役所) 平成26年8月から、消耗品台帳を作成し、団体ごとに切手の受払を管理するよう改め、保管場所についても、金庫内で保管することとした。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (6) 物品等の管理 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 c 切手について、他の団体と共通の消耗品台帳に受け入れていた団体については、現金と同様に団体ごとに管理するようにされたい。

講 じ た 措 置
(中京区役所) 平成 26 年度から、他の団体と当該団体の消耗品台帳を分離し、団体ごとに管理することとした。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (6) 物品等の管理 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 d タクシーチケットの交付整理簿及び使用簿を作成していなかった団体については、帳票を作成し、組織的に管理するようにされたい。

講 じ た 措 置
(右京区役所) 平成 26 年度分からは、帳票を作成し、使用したチケットの半券を報告書に貼り付け、使用理由をはじめとする必要事項を記載している。 また、団体役員へ交付するチケットについても、使用があった際は、必要事項について漏れのないように聞き取りすることとした。

指 摘 事 項
3 事務処理は適正に行われているか (7) 経費の負担区分 ウ 監査の結果 (7) 指摘事項 a 前年度中に納品された物品調達について、現年度予算から支出していた団体については、会計年度の区分を適正に行うようにされたい(2団体)。

講 じ た 措 置
(右京区役所) 平成 25 年度末に会計を締める際は、未処理の請求書など全書類の確認を徹底し、適正に執行した。 (伏見区役所) 物品調達における平成 25 年度末、平成 26 年度当初の会計年度区分については、適正に処理した。

(監査事務局)